#### 公益財団法人 長野県産業振興機構

## 情報公開規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県産業振興機構(以下「機構」という。)の定款第 52条の規定に基づき機構が管理する文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(運用の方針)

**第2条** 機構は、この規則の運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨 を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配 慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第3条** 第8条に規定する情報公開の対象文書等を閲覧又は謄写した者は、これによって 得た情報を適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めな ければならない。

(情報公開の方法)

**第4条** 機構の情報公開は、公告、公表、書類の事務所備え置き及びインターネットの方法 により行う。

(事務の管理)

**第5条** 機構の情報公開に関する事務は、本部事務局が統轄管理するものとし、情報公開に あたる事務の責任者は、本部事務局長がその事務にあたる。

(公告)

- **第6条**機構は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行う。 (公表)
- 第7条 機構は、法令の規定に従い、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも同様とする。
- 2 前項の公表は、役員等の報酬並びに費用の関する規則を次条に定める事務所備え置き の方法により行う。

(書類の事務所備え置き)

- 第8条 機構は法令の規定に従い、次に掲げる書類(以下「公開対象文書」という。)を本 部事務局に常時備え置く。
  - (1) 定款
  - (2) 役員及び評議員の名簿
  - (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
  - (4) 事業報告書

- (5) 事業報告の附属明細書
- (6) 貸借対照表
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (9) 財産目録
- (10) キャッシュフロー計算書
- (11) 監査報告書
- (12) 役員等の報酬並びに費用に関する規則
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
- (14) 前1号から13号にかかる電磁的記録
- 2 公開対象文書は、原則として、一般の閲覧に供することができる。この場合、前項第3 号から第13号までの文書にあっては、理事会で決議済みのものとする。
- 3 公開対象文書は、本部事務局に常時備え置くものとする。
- 4 公開対象文書の備え置きは、次のとおりとする。
  - (1) 第1項第1号及び第2号については、可能な限り最新の状態のもの
  - (2) 第1項第3号については当該事業年度に係るもの
  - (3) 第1項第4号から第13号までについては、当該事業年度の終了後、5年間 (公開場所等)
- 第9条 機構の公開対象文書の公開場所は、本部事務局とする。
- 2 公開の日は、機構の休日以外の日とし、公開の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(公開申請の手続き等)

(費用の負担)

- 第10条 機構の公開対象文書の閲覧等を希望する者は、文書公開申請書(様式第1号)に 必要事項を記載の上、本部事務局に提出しなければならない。
- 2 本部事務局の情報公開事務担当者は、前項の文書公開申請書を受理したときは、文書公 開受付簿(様式第2号)に必要事項を記載した上で申請に係る文書を閲覧に供する。
- 3 文書公開申請者から閲覧している文書について説明を求められたときは、事務局長又は情報公開事務担当者が説明し、その経過は質疑応答記録簿(様式第3号)に記載しておかなければならない。
- 4 前項の説明に当たっては、機構の業務運営上、支障を及ぼすおそれがあると認められる 事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。
- 5 公開対象文書について、転記又は複写の要請があったときは、事務局長はその内容、数量等から総合的に判断し、その認否を決定するものとする。
- 第11条 公開対象文書の閲覧は、無料とする。
- 2 前条第5項の規定により複写を認めたときは、これに要する費用を徴収するものとし、

その費用は理事長が別に定める。

(インターネットによる情報公開)

**第12条** 機構は、公開対象文書のほか、活動状況、運営内容等についてインターネットにより積極的に公開するものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人として本機構の設立の登記の日から施行する。

#### 附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

	<b>工</b> 書	公開申請書			
公益財団法人長野 理事長 〇〇(	野県産業振興機構 ○○ 様				
		申請年月日	年	月	日
		申請者住所 申請者氏名 電話番号	(〒	_	)
		、閲覧等により得た情報 とのないよう努めること			
・定款・役員業業業のでででででででででできまれる。 できまれる できまれる はい できない はい	議員の名簿 、収支予算書、資金 、収支予算書、資金 所属明細書 減計算書 及び正味財産増減計 フロー計算書 ご正味財産増減計 で工計算書 ごごで費用に関す で事業活動の状況の				
公開の方法	(該当する□内にレ □ 閲覧 □ 写し等の交付	·印を記入してください	。)		

受付番号

# 文書公開受付簿

受付番号	受付年月 日	公開対象文書 名	公開申請者名	情報公開事務 担当者名	備考

受付番号は、年度ごとに更新する。

# 質疑応答記録簿

亚凸	亚丛			同株士		
受付	受付	公開対象文書名	質問者名	回答者	質問	回答
番号	年月日			役職・氏名		